

福祉避難所運營業務チェックリスト（市職員向け）

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
開設時 (発災が予見された時～発災後 24時間)	2-1 (1) 施設の被災状況の把握			
	福祉避難所（一次）被災状況の確認（連絡調整）	福祉救援班	—	
	福祉避難所（一次）施設の被災状況、受入体制（受入可否）調査依頼（建築工業組合）	本部班	様式1、2、3	
	福祉避難所（二次）へ被災状況、受入体制（受入可否）調査の依頼	福祉救援班	様式1、2、3	
	施設等からの報告を市災害対策本部へ伝達	福祉救援班	様式3	
	2-1 (2) 開設準備・開設要請及び受入者の決定			
	一次避難所における要配慮者の調査・スクリーニングの実施	現地連絡所員等	マニュアルP4	
	一次避難所における要配慮者の避難状況を福祉救援班へ報告	現地連絡所員等	様式4	
	施設の被災状況、受入体制と一次避難所における要配慮者の避難状況を踏まえ、本部班と福祉救援班を中心に福祉避難所の開設、要配慮者の受入先を検討	市災害対策本部 (本部班、福祉救援班)	様式3、4	
	一次避難所の要配慮スペースが不足する場合は福祉避難所（一次）を開設指示			
	一次避難所における要配慮者の状況・特性に応じて福祉避難所（二次）開設を要請			
	福祉避難所（一次）を開設する場合は、避難者の情報を一次避難所から引き継ぐ	現地連絡所員→ 福祉避難所運営職員	様式4	
	福祉避難所（二次）を開設する場合は、当該施設へ開設（受入）要請	福祉救援班	様式5	
	2-1 (3) 運営体制・人員配置【福祉避難所（一次）】			
	運営にあたっては、一施設につき、福祉避難所運営職員を4名派遣 12時間2交代で24時間体制	福祉救援班又は 避難収容班	—	
	開設（設営）は現地連絡所員が行い、施設管理者等の協力を得る	現地連絡所員 福祉避難所運営職員	—	
	当初の運営人員が不足する場合は、施設管理者等の協力を得る	同上	—	
	避難所の要配慮者スペースの延長であり、専門職は常駐しない	—	—	
	2-1 (3) 運営体制・人員配置【福祉避難所（二次）】			
	福祉避難所（二次）との連絡調整を図るため、窓口となる連絡員を福祉救援班から指名	福祉救援班	—	
施設の運営体制が整っているか開設要請前に確認	福祉救援班			
概ね10名の要配慮者に1名の生活相談員を配置（施設職員等に依頼）	福祉救援班	—		

開設時 (発災が予見された時～発災後 24時間)	2-1(4) 受入者の移送			
	家族や地域の支援者による移送が困難な場合は、協力事業者（介護保険サービス事業者協議会）や福祉避難所指定施設に移送を要請 ※原則家族等介助者同乗	福祉救援班	様式6	
	要請した移送については、移送記録簿により完了を確認	福祉救援班	様式7	
	2-1(5) 開設期間・開設の周知			
	要配慮者やその家族及び協力団体・施設・県等に対し、福祉避難所の開設を周知	本部班	—	

福祉避難所運営業務チェックリスト（市職員向け）

	対策項目	実施主体	使用様式	チェック欄
運営時 （発災後24時間 ～発災後1週間 程度）	2-2（1）受入者の名簿作成・管理			
	福祉避難所（一次）に避難している要配慮者の名簿を作成 名簿は随時更新	福祉避難所運営職員	様式 8	
	福祉避難所（一次）開設後は施設への出入り者を常時記録	福祉避難所運営職員	様式 9	
	福祉避難所（二次）へは、受入を依頼する要配慮者の情報を随時提供	福祉救援班	様式 4	
	2-2（2）居住スペースの設置・確保			
	感染症対策を踏まえた福祉避難所レイアウトの作成	福祉避難所運営職員	—	
	要配慮者の特性に応じた対応	福祉避難所運営職員	—	
	2-2（3）水の確保（飲料水・生活用水等）			
	水道利用の可否（避難所の水道施設の被害状況）の確認	福祉避難所運営職員	—	
	飲料水の確保（その1）密閉されたもの（水道水の使用の可否を問わず実施）	福祉避難所運営職員	様式 1 1-2	
	飲料水の確保（その2）給水拠点の確認（水道水が使用できない場合）	福祉避難所運営職員	—	
	飲料水の確保（その3）飲料水の緊急要請（水道水が使用できない場合）	福祉避難所運営職員	様式 1 1-2	
	生活用水の確保（井戸水や揚水ポンプの運転可否）	福祉避難所運営職員	—	
	2-2（4）食料・物資の確保・提供・管理【福祉避難所（一次）】			
	食料・物資の搬入、積み降ろし、保管場所の確保	福祉避難所運営職員	—	
	必要な食料・物資の品目、数量確認	福祉避難所運営職員	様式 1 0	
	不足する食料・物資の提供要請（福祉救援班→商工観光班）	福祉避難所運営職員	様式 1 1-1、2	
	要請に基づき、食料・物資の手配	市災害対策本部	—	
	食料・物資の配布・管理	福祉避難所運営職員	様式 1 0	
	2-2（4）食料・物資の確保・提供・管理【福祉避難所（二次）】			
不足する食料・物資の把握（施設との連絡調整）	連絡員・福祉救援班	様式 1 1-1、2		
要請に基づき、食料・物資の手配	市災害対策本部	—		
2-2（4）食料・物資の確保・提供・管理【福祉避難所（共通）】				
必要に応じて県「資器材融通制度」を活用し確保に努める	福祉救援班	県様式		

運営時 (発災後24時間 ～発災後1週間 程度)	2-2(5) 人的支援の要請			
	福祉避難所(一次)運営にあたり、人員が不足する場合は、必要な人材を福祉救援班へ要請	福祉避難所運営職員	様式12-1	
	福祉避難所(二次)の運営人員に不足がないか確認	福祉救援班	—	
	要請を受け、派遣する人員を調達・確保(災害VC、岐阜DWAT、協定書締結先等)	福祉救援班	—	
	人的支援手配状況報告書を要請先施設へ送付	福祉救援班	様式12-2	
	直接ボランティアからの申し入れがあった場合は、福祉救援班→本部班へ報告・協議	福祉避難所運営職員	—	
	2-2(6) 入所者の体調管理、緊急時の対応			
	福祉避難所等で避難生活が困難な場合は、緊急入所・入院等で対応するため、福祉救援班へ報告し、指示を仰ぐ	福祉避難所運営職員	様式4	
	福祉避難所からの連絡に応じて緊急入所や入院先を指示	本部班・福祉救援班	—	
	緊急の場合は、市災害対策本部(福祉救援班)からの指示を待たず判断し対応。その後速やかに福祉救援班に報告	福祉避難所運営職員	—	
2-2(7) 報告書(日報等)の提出				
毎日の施設の状況及び要配慮者の受入状況等について、毎日17時を目途に、福祉救援班へ報告	福祉避難所運営職員	様式8、13		

	対策項目	実施主体	使用様式	チェック欄
撤去時 (発災後1週間 程度～生活環境 復旧まで)	2-3(1) 統廃合と閉鎖			
	要配慮者の支援ニーズを把握し、生活再建を早期に進めるため、福祉避難所に相談窓口を設置	福祉救援班	—	
	開設が長期化し、福祉避難所ごとの避難者数にばらつきが出るなどした場合は、各施設及び避難者等と協議(説明)のうえ、福祉避難所の統廃合を図る	本部班 福祉救援班	—	
	全ての避難者が退所し、福祉避難所としての目的を達成した時は、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての開設を解除し、指定解除通知書を送付	福祉救援班	様式14	

福祉避難所運營業務チェックリスト 感染症対策編（市職員向け）

	対 策 項 目	実施主体	使用様式	チェック欄
感染症対策 レイアウト 設置	4-1 (1) 資器材の備蓄			
	福祉避難所（一次）の備蓄品をリスト化し、各施設で保管	防災対策課	—	事前 対策
	感染症対策に必要な備蓄品の充実に努める	防災・福総	—	
	4-1 (2) 感染症対策を踏まえたレイアウト【福祉避難所（共通）】			
	福祉避難所入口の外に「事前受付」を設置	現地連絡所員等	—	
	発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置	現地連絡所員等	—	
	「専用スペース」と「居住スペース」が同じトイレ等に入ることが無いよう配慮	現地連絡所員等	—	
	4-1 (2) 感染症対策を踏まえたレイアウト【福祉避難所（一次）】			
	事前に検討したレイアウト案を参考に居住スペース等を設置	現地連絡所員等	—	
	専用スペースと居住スペースの動線を分ける・完全分離	現地連絡所員等	—	
4-1 (3) 感染の疑いのある者・感染者が確認された場合の対応の検討				
対応を福祉避難所マニュアルP41のフロー図に整理	福祉避難所運営職員	—	事前対策	
感染症対策 開設・運営時	4-2 (1) 福祉避難所における感染症対策（開設・運営時）			
	手洗い、手指消毒、喉エチケット、マスク着用等、基本的な感染症対策を徹底	福祉避難所運営職員	—	
	アルコール消毒液は可能な範囲で複数設置し、福祉避難所への入出時には必ず手指の消毒を行うよう徹底	福祉避難所運営職員	—	
	施設内は内履きと外履きエリアに分ける	福祉避難所運営職員	—	
	トイレ用サンダル等に履き替え困難な方のトイレ使用後の靴底や車イスのタイヤを消毒	福祉避難所運営職員	—	
	避難者間の距離は十分に確保する	福祉避難所運営職員	—	
	ごみは家族・介助者等で管理し、密閉して廃棄させる	福祉避難所運営職員	—	
	避難者が体調不良や不安感がある場合、早めに職員や生活相談員等に相談するよう促す	福祉避難所運営職員	—	
	換気を定期的に（1時間に2回程度）行う等、十分な換気に努める	福祉避難所運営職員	—	
	パーティションや簡易テントを活用し、飛沫感染の防止を図る	福祉避難所運営職員	—	
食事や物品等の配布方法を工夫し、密を避ける（配布時間、場所を分ける等）	福祉避難所運営職員	—		
風呂など利用者と避難者の分離が難しい場合は、接触を避ける運用を図る	福祉避難所運営職員	—		

感染症対策 開設・運営時	本チェックリストを用い、定期的に対策の実施状況を確認	福祉避難所運営職員	—	
	感染症チェックリストで実施できない項目があった場合には、代替の対策を検討	福祉避難所運営職員	—	
	「居住スペース」と「専用スペース」を設置し、発熱や体調不良のある方を完全に分離	福祉避難所運営職員	—	
	「居住スペース」と「専用スペース」へ移動する際の動線が交わらないように努める	福祉避難所運営職員	—	
	避難者が居住スペースに入る前に、隣との間隔を養生テープ等で示す	福祉避難所運営職員	—	
	事前受付や居住スペースの設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、各避難者の体温と体調を確認するとともに、隣との区切りを行う	福祉避難所運営職員	—	
	事前受付は避難所の開設と同時に避難所入口の外に設置し、運営する	福祉避難所運営職員	—	
	避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行い、改めて健康状態を確認	福祉避難所運営職員	様式 1 6	
	事前受付の結果により専用スペース又は居住スペースへ誘導	福祉避難所運営職員	—	
感染症対策 避難者の 健康管理	4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【定期的な健康状態の確認】			
	避難者や避難所運営に関わる職員等は、毎日健康確認を実施（健康状態チェック表）	福祉避難所運営職員	様式 1 7	
	発熱、体調不良等、感染症の疑いがある者は専用のスペースに隔離する	福祉避難所運営職員	—	
	高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、避難者の持病について把握するとともに健康状態の確認を継続的に行う	福祉避難所運営職員	—	
	4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【感染症の疑いがある者が発生した際の対応】			
	関係者（福祉救援班、保健所、家族等）へ適切な情報提供を行う	福祉避難所運営職員	—	
	発熱者等が他の避難者や施設利用者と同室することがないように、専用スペースへ移動	福祉避難所運営職員	—	
	やむを得ず同室にする場合は、パーティション等で区切りをつける	福祉避難所運営職員	—	
	発熱者等が出た場合、保健所等と連携し、症状等を医師に連絡・相談、医療機関による診察を受け、処遇は保健所や医師の判断に従う	福祉避難所運営職員 福祉救援班へ報告	—	
	医師の診察の結果、新型コロナウイルス等の感染症が疑われ、検査を受ける場合は、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は保健所や医師の指示に従う	福祉避難所運営職員	—	
	発熱者等の専用スペースに出入りする職員等には、防護具の着用を努める	福祉避難所運営職員	—	
	発熱者等に対応する職員・支援者は限定し、必要に応じて福祉救援班に支援要請	福祉避難所運営職員	—	
	4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【避難者が感染症を発症した場合の対応】			
「感染症が発生した場合の対応チェックリスト」を参考に対応	福祉避難所運営職員	様式 1 8-1、2		

感染症対策 避難者の 健康管理	4-2(2) 避難者・福祉避難所職員の健康管理【要配慮者の状態に応じた感染予防】			
	要配慮者の心身の状態に応じた適切な健康管理の実施に努める	福祉避難所運営職員	—	
	マスクにより呼吸困難が生じる恐れのある方（呼吸器の疾患がある、乳幼児等）やマスクを正しく着用できない方については、マスクを着用させず、間仕切りの設置や手洗いなど他の感染症対策により対応する	福祉避難所運営職員	—	
	夏場のマスク着用は熱中症のリスクを高めるため、適切にエアコンを利用する	福祉避難所運営職員	—	
感染症対策 留意点	4-2(3) 運営にあたっての留意点			
	事前受付で避難所に人の出入りがある毎に、体温と体調を確認	福祉避難所運営職員	—	
	福祉避難所開設後は施設への出入り者を常時記録	福祉避難所運営職員	様式9	
	物資の提供については、居住スペースの外に受け渡し場所を設置	福祉避難所運営職員	—	
	ポスターやチラシ等により避難者の感染症防止のための個人の留意点を周知	福祉避難所運営職員	—	
	トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用を図る	福祉避難所運営職員	—	
	専用スペースは、個室にできないときはパーティションや簡易テント等で仕切りを設置	福祉避難所運営職員	—	
	専用のスペースを確保できない場合は、専用の宿泊施設などの設置を検討	本部班	—	
感染症対策を実施できない方への配慮や避難者のストレス等、心のケアを実施	福祉救援班	—		
その他 留意点	5(1) 守秘義務の遵守			
	福祉避難所等の設置運営及び閉鎖後において、入所者等の情報を他に漏らさない	福祉避難所運営職員	—	
	福祉避難所等の入所者についての問合せ等で疑義が生じた場合は、市災害対策本部（本部班または福祉救援班）へ連絡し、指示を仰ぐ	福祉避難所運営職員	—	